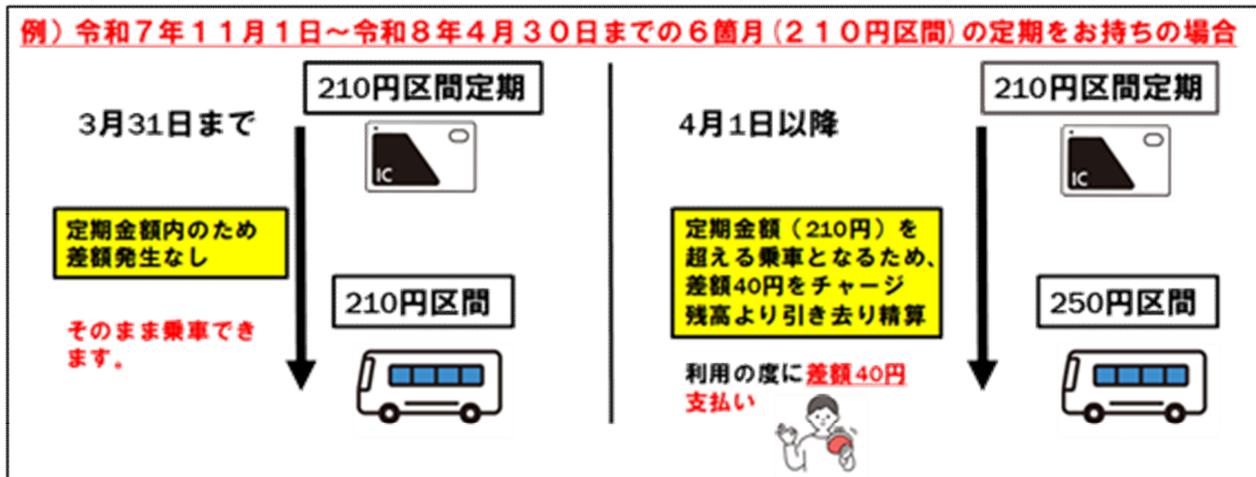


有効期間が令和8年4月1日(運賃改定日)をまたぐ定期券をご利用の場合

通勤定期券、通学定期券をお持ちの方は、有効期限内は、運賃改定日以降も継続して使用できますが、**ご利用区間の運賃がお持ちの定期券の設定金額より高くなった場合、運賃改定日以降は、差額をチャージ残額より引き去ります。**

例：現行 210 円区間、運賃改定後 250 円区間をご利用いただく場合、差額 40 円を乗車の度は自動的にチャージ残額から 40 円分を引き去ります。



(1) 定期券のご利用例

例1 現行区間運賃の定期券を使用し続け、期限満了まで差額分をチャージ残額からお支払いいただく。

* お客様のご利用頻度によっては、最もお安くご利用いただけます。

例2 現行区間運賃の定期券を令和8年3月18日以降に、無手数料で払い戻しを受け、新たな区間運賃の定期券を「買いなおし」する。

* お手持ちの定期券の設定金額が運賃改定によって変化があった場合、次回の定期券購入時は、新たな運賃となるため、「継続」ではなく「新規」での購入となります。

(2) 定期券の買いなおし方法 (特例措置: 令和8年3月18日～9月30日)

運賃改定に伴う特例措置として定期券を「買いなおし」される際は、手続きの翌日から通用期間終了日までの日数を日割り計算し、無手数料で払戻します。その後新たな改定後の区間運賃の金額式定期券をご購入ください。

(例) 210円区間で6ヶ月47,630円の通勤定期券(期間: 12/1～5/31)を3/31に250円区間として買いなおす場合

① 現在お持ちの定期券を払戻します。

【計算方法】定期券発売額を有効期間の日数で割り、残りの日数に掛けて算出します。

$$\text{額面金額} 47,630 \text{円} \times \frac{\text{残日数}(4/1 \sim 5/31) 61 \text{日間}}{\text{通用期間}(12/1 \sim 5/31) 180 \text{日間}}$$

= 払戻額 16,140円となります。 ※端数は10円単位に四捨五入となります。

② 新たな区間運賃の定期券のご購入

運賃改定後の250円区間の定期券56,700円(4/1～9/30まで)をご購入。

* 「買いなおし」とは、すでにお持ちの定期券を払戻し、新たな定期券を購入いただくことです。定期券の「払戻し」のみの場合、特例措置は適用いたしません。

* 特例措置は、令和8年3月18日～令和8年9月30日での買いなおしに限りです。

* ご利用頻度によっては、買いなおしより、差額をチャージ金額からお支払いいただく方が割安となる場合もあります。

* 「買いなおし」いただくと有効期間が変わります。有効期間を変えずに運賃額だけを変更することはできません。

* 一枚のカードに3/31までの定期券と4/1からの定期券を登録することはできません。

* 来所日を基準とし、翌日から残日数として計算いたします。遡っての日数計算はありません。

* 買いなおしをする際は、新たな定期券の有効開始日14日前からご購入いただけます。

(3) 定期券払い戻し(買いなおし)窓口

一畑バスで購入した定期券 ⇒ 一畑バス松江駅前チケットセンター・一畑バス出雲営業所・一畑トラベルサービス出雲営業所

市営バスで購入した定期券 ⇒ 松江市交通局 (松江市平成町) ※松江テルサでは対応していません。